# 令和８年度　猪苗代町地域おこし協力隊員（パートタイム会計年度任用職員）募集要項

猪苗代町では、地域で生活し、地域ブランド化などの地域おこし支援や各種地域協力活動を行う「地域おこし協力隊員」を次のとおり募集します。

**※本募集は、令和８年度当初予算要求に基づいて行うものであるため、成立した予算の内容に応じて、募集内容等の変更の可能性があることを留意ください。**

## １　活動概要

【地域共生のための地域づくりのコーディネートに関する活動：１名】
- ○住民主体の支え合い活動の支援
- ○地域共生社会実現のための拠点づくり

【集落営農及び地域づくり支援に関する活動：１名】
- ○福島大学食農学類農学実践プログラムに係る連携支援
- ○猪苗代高校の農業実践活動に係る連携支援
- ○中学校や小学校と集落の体験・交流推進による集落活性化支援

【鳥獣害対策及び林業振興に関する活動：１名】
- ○鳥獣害対策支援
- ○林業振興に関する支援

## ２　応募資格

応募条件として、次の条件をすべて満たす方とします。
- ①令和８年４月１日現在２０歳から５９歳までの方（性別は問いません。）
- ②申込時点で、３大都市圏または地方都市等（過疎、山村、離島、半島等の地域に該当しない市町村）に在住し、採用後に猪苗代町に住民票を移し、居住できる方
- ③猪苗代町に１年以上居住する意向のある方
- ④心身ともに健康で誠実に業務を行うことができる方
- ⑤普通自動車運転免許を有し、日常的な運転に支障のない方
- ⑥過疎地域の活性化に意欲があり、地域住民とともに積極的に活動ができる方
- ⑦パソコン（ワード、エクセルなど）の一般的な操作ができる方
- ⑧地方公務員法第１６条に規定する欠格条項に該当しない方

## ３　募集人数

３名

## ４　勤務場所

猪苗代町役場　外

## ５　任用期間

令和８年４月１日（任用日）から令和９年３月３１日までとします。

※ただし、町が認めた場合は、１年ごとに任用期間を延長し、最長で３年までとします。

## ６　勤務時間

週３５時間未満

１日につき８時３０分から１７時１５分までの間で所属長が定める

## ７　処遇等

①身分

地方公務員法第２２条の２第１項第１号に規定するパートタイム会計年度任用職員として任用します。

②報酬等

月額２００，０００円を支給します。

賞与あり　年２回（期末手当、勤勉手当）

※基本月額から所得税、社会保険料等が控除されます。

※町規定に準じて通勤手当、出張・研修旅費を別途支給します。

③社会保険等

健康保険、厚生年金、雇用保険に加入します。

④住居

任用期間における住居は、町内物件に入居してください。家賃は町が負担します。

※町が負担する家賃の上限は５万円とします。

※光熱水費や家財保険料等は本人負担とします。

⑤自動車等

必要に応じ任用期間中における勤務時間内の移動手段として、軽自動車（燃料代を含む。）を町で用意します。

⑥その他

地方公務員法に規定する「職務専念義務」、「信用失墜行為の禁止」等の服務規程が適用されます。「営利企業従事等の制限（兼業禁止）」は、事前に届け出が必要です。

**※待遇及び福利厚生の内容に変更が生じる可能性がありますので、予めご了承願います。**

８　応募方法

①募集期間

随時受付中

※応募状況によっては募集を締め切る場合があります。

②提出書類

○猪苗代町地域おこし協力隊員応募用紙

○履歴書（市販のもの。要写真貼付）

○住民票

③選考方法

○１次選考：書類選考

※結果は応募者全員に文書で通知します。

| |
|---|
| 協力隊員の募集にあたっては、特別交付税の算定に影響することから、現住所確認のため、書類選考（１次選考）が必要となる。 |

○２次選考：面接試験

※２次選考の日時、場所は１次選考合格者に通知します。

※結果は２次選考受験者全員に文書で通知します。

④応募先

郵便番号　969-3123

福島県耶麻郡猪苗代町字城南１００番地

猪苗代町役場　企画財務課企画調整係

## ９　問い合わせ先

郵便番号　969-3123
福島県耶麻郡猪苗代町字城南１００番地
猪苗代町役場　企画財務課企画調整係
電話　0242-62-2112　ファックス 0242-62-5175
電子メールアドレス　kikaku@town.inawashiro.fukushima.jp